

海外に居住されている日本人の皆様

在留証明書の電子化に関するご案内

2025年3月24日以降、在外公館(大使館・総領事館)で交付される「在留証明」について、「電子在留証明(=e-証明書)」の交付が可能となりました。(※1)

そのため、免税店での免税手続きの際、スマートフォン等の画面提示等により手続きが可能となりますが、**電子在留証明(e-証明書)を紙出力したものが必要となる**場合がございますので、**e-証明書を紙出力し**、免税店でご提示いただけるようにご準備ください。

なお、在留証明の他に本籍地で取得できる「戸籍の附票の写し」の提出により免税手続きを行うことも可能ですが、いずれの書類(e-証明書、在留証明(紙)、戸籍の附票の写し)でも引き続き「本籍地」の記載が必須となりますので、申請時に「本籍地」の記載申請をお願いいたします。

(※1)開始時期については在外公館ごとに異なりますので、お住いの国・地域の在外公館にご確認ください。

【電子在留証明の発行イメージ】

免税手続きに当たり、紙出力したe-証明書を準備ください。



【免税店での免税手続き】

紙出力したe-証明書を提出



- 免税店は以下のいずれかの対応を行います。
- ・紙出力したe-証明書の記載項目を入力する
 - ・紙出力したe-証明書のコピーを取得する
 - ・紙出力したe-証明書の画像を保存する

(注)免税店によっては、e-証明書の画面提示で手続きができる場合がございます。この場合、免税店では「e-証明書の記載項目を入力」又は「QRコードからe-証明書の情報を取得」のいずれかの対応を行います。